

(別記様式3)

群馬県社会福祉総合センターの管理における指定管理者制度活用の実施方針

1 基本的事項

(1) 施設の概要

所在地	前橋市新前橋町13番地の12
設置年月日	平成10年2月1日
敷地面積	9,694.11㎡
主な施設・建物	県関係機関を含めた36団体が入居するほか、大ホール、会議室等（地上9F地下2F、延床面積14,655㎡）

(2) 施設の設置目的

社会福祉の総合的な推進を図り、県民が心豊かで健やかに暮らせる社会福祉の実現に寄与するための拠点施設として設置している。

(3) 指定管理者制度活用の目的

群馬県社会福祉総合センター（以下「センター」という。）は、多様な福祉関係団体が入居した、県民の社会福祉の拠点施設として機能している。入居団体が相互に連携し社会福祉の総合的な推進が図られ県民福祉に大きく貢献していること、また、他に類似の施設がなく、団体の活動も県全域に及んでいることから、県民福祉の向上のためには必要不可欠として県が設置している。

管理運営については、県内の社会福祉全体を踏まえた事業を遂行できる者が望ましいことから、その豊富な知識や経験等を引き続き活用することにより、管理運営経費の縮減を図りながら、県民福祉の更なる向上を目指すことが可能と考えられる。

(4) 指定の期間（予定）

5年間（令和4年4月～令和9年3月）

(5) 利用料金制採用の有無

利用料金制を採用しない。

理由：使用料の減免対象者（福祉目的利用）の利用が多く、かつ、施設の設置目的から減免対象者の利用促進も重要であり、インセンティブとならないため。

(6) 指定管理者に支払う施設管理費用の上限額（予定）

5年間の総額 597,165千円

令和4年度	119,433千円
令和5年度	119,433千円
令和6年度	119,433千円
令和7年度	119,433千円
令和8年度	119,433千円

(7) 施設の管理運営方針

- ア 公の施設であることを念頭において、県民の平等な利用を確保すること。
- イ 施設の設置目的を効率的かつ効果的に達成できるよう創意工夫を行うとともに、管理経費等の縮減を図ること。
- ウ 利用者が安全かつ安心して利用できるよう、施設・附属設備を適切に維持・管理すること。
- エ 新しい生活様式に沿って適切な感染防止対策（3密〈密閉・密集・密接〉の防止、飛沫感染・接触感染の防止等）を講じること。
- オ 常に利用者の満足度を意識し、利用者からの意見、要望等を管理運営に反映させること。
- カ 地域との連携を図り、信頼される施設づくりを推進すること。
- キ 防犯、防火その他の緊急時に適切な措置を講ずることができるよう対策を図ること。
- ク 管理運営にあたっては、環境に配慮すること。

(8) 指定管理者が行う業務の範囲（業務内容、要求水準、成果目標等）

- ア 業務内容
 - (ア) センターの施設及び附属設備の維持管理に関する業務
 - (イ) センターの有料施設等（会議室、大ホール、体育室及びこれらの附属設備）の使用の承認及び取り消し等に関する業務
 - (ウ) センターの休館日、開館時間の変更等に関する業務
 - (エ) 福祉用具・住宅モデルルーム展示場に関する業務
(デジタルを活用した福祉機器の周知等を含む)
 - (オ) その他センターの管理に関する業務のうち、知事が定める業務
- イ 要求水準
募集要項において、個々の事業区分ごとに具体的な要求基準を定める。
- ウ 成果目標
 - (ア) 年間福祉団体会議室利用件数 4,100件
 - (イ) 年間会議室稼働率 62%
 - (ウ) 年間展示場来場者数 1,200人その他応募者にも具体的な成果目標を提示させる。

2 募集及び候補者選定等に関する事項

(1) 募集の方法

公募とする。

(2) 審査の方法及び選定基準等

ア 審査の方法

候補者選定における透明性・公正性を高めるため、県職員以外の民間委員で構成する選定委員会を設置し、応募者から提出された事業計画書等について、募集要項において定める選定基準に基づいて総合的な審査を行う。

イ 選定委員会の構成

財務会計及び労務管理等に関する有識者、福祉分野に関する有識者等から8名程度

を選任する予定である。

ウ 選定基準

(ア) 指定管理者の指定を受けようとする団体が、事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有すること。

(イ) 事業計画の内容が、県民の平等な利用を確保できるものであること。

(ウ) 事業計画の内容が、当該施設の設置の目的を効果的かつ効率的に達成できるものであること。

(エ) 事業計画の内容が、施設の管理運営に係る経費の縮減を図るものであること。

(オ) 事業計画の内容が、利用者要望への対応、地域貢献、防災対策・緊急時の対応等、その他必要と認める基準を満たすものであること。

※ 選定基準ごとの詳細な審査項目、審査内容及び配点については、選定委員会で決定し、募集要項において定める。

エ 審査経過の公開

応募者及び提出された事業計画の概要、選定委員会の審査概要及び審査結果は、応募者の利益及び選定の公正性を損なわない範囲で、逐次公開する。

3 今後の日程（予定）に関する事項

実施方針の県議会への報告	令和3年 6月
選定委員会の設置	6月
募集期間	7月～8月
募集状況の県議会への報告	9月
審査の実施	9月～11月
候補者の選定 (候補者としての適否の判定)	11月
指定及び債務負担行為に係る議案上程 (審査経過の県議会への報告)	11月
指定、協定の締結、引継	令和4年 1月～3月
指定管理期間開始	4月

4 (参考) 現在の管理状況

(1) 施設の管理者

社会福祉法人群馬県社会福祉事業団及び群馬県ビルメンテナンス協同組合の共同体

(2) 施設管理経費の実績（指定管理業務相当部分）

令和元年度実績

単位：千円

収入		支出	
指定管理料	115,081	人件費	21,948
利用料収入	1,870	委託料	28,130
		光熱水費	24,436
		保守料	23,851
		修繕費	6,323
		その他(賃借料、租税公課費等)	10,308
収入合計	116,951	支出合計	114,996

(3) 施設利用の実績

平成31年度実績

(ア) 年間福祉団体会議室利用件数	5, 333件
(イ) 年間会議室稼働率	67.82%
(ウ) 年間展示場来場者数	5, 355人